

第44回名護まつり

～青空市とビールまつり～

出 店 要 綱

期日：令和7年11月29日（土）

場所：名護漁港構内

主催：名護市商工会青年部

（令和7年10月27日版）※改訂することがあります。

第44回名護まつり～青空市とビールまつり～
出店要綱

1. 目的

この要綱は、名護まつりの円滑な運営に資するため、出店に関する事項を定めることを目的とする。

2. 開催期間

令和7年11月29日（土）午後1時～午後8時

3. 実施場所・出店店舗数

①実施場所 名護漁港構内

②出店店舗数

キッチンカー 30店舗程度

※出店申込数によっては審査・調整を行う場合があります。

※出店申込数に達し次第、締切します。

4. 出店資格

①申し込みは商工会事務局へ提出が出来る方。

※主催者が必要書類の提出を求める場合がありますのでご了承下さい

②法令等により許認可を必要な業種の場合、その許認可をうけていること。

③出店申込者以外の者が営業しないこと（名義貸しをしないこと）。

④まつり期間の売上高を当まつり実行委員会へ報告を行うこと

5. 出店料

キッチンカー（飲食限定）

キッチンカー	35,000	出店料30,000円+全体清掃5,000円
--------	--------	-----------------------

① 電気設備

電気設備等は45kw発電機1台をまつり実行委員会で設置する。

尚、準備・設置・使用に伴う事故等につきまして、主催者は一切の責任を負わないものとする。

②水道設備

水道施設に関して、1か所キッチンカー営業場所内に設置する。

6. 申込み方法及び受付期間

①期 間 令和7年10月23日（木）～11月6日（木）午前9時～午後5時

② 申込先 名護市商工会青年部 0980（52）－4243

③ 所定の申込用紙に必要事項を記入のうえ申し込むこと。

④営業許可証と車検書のコピーを添付すること。

7. テナント会議（説明会）

① 日時

令和7年11月11日（火） 15時00分～

② 場所

名護市産業支援センター 2F 会議室

③ 出店業者及び出店場所の決定

出店場所のレイアウト及び抽選方法については、説明会にて行います。

出店事業者はテナント会議に必ず参加すること。不参加の場合申し込み取消

出店場所は、抽選で決定します。ただし、一部については主催者で決定します。

④ 簡易営業許可書について（飲食店）

抽選会当日北部保健所（TEL 52-2636）の方が説明します。

※申請等の諸手続きは各自で行うこと。

8. 出店料の納付等

① 出店料は、説明会開催時令和7年11月11日（火）に名護市商工会青年部に納めること。

② すでに納めた出店料は返金しない。但し、天災等によりまつりが中止になった場合は下記により返金する。

全日程が中止になった場合	出店料の40%返金する
--------------	-------------

※但し、中止の決定等は主催者の指示に従うこと。

9. 営業時間

令和7年11月29日（土）午後12時～午後8時

※営業時間を厳守すること。

10. 店舗の設営及び撤去

① 店舗の設営 11月28日（金）午後13時～設営すること。

② 店舗の撤去 11月29日（土）午後8時以降

③ 出店業者及び卸業の搬入搬出は主催者より『通行許可書』の交付を受けて上記営業時間の1時間前までに搬入し祭り終了後混雑を避け搬出する事。

※但し、混雑時に関する車の移動はまつり本部の指示に従うこと。

※但し、店舗の撤去については、観客がまだ多い場合は車の移動はできません。（まつり本部（主催者）からのアナウンスの指示に従ってください。）

1 1. 出店業者の遵守すべき事項

(1) 出店要件

- ①出店業者は、指定された場所を他人に転貸し、又は目的外に使用してはならない。又決められた場所以外では出店してはいけない。
- ②出店業者は、異なる店舗内容（飲食店）で出店を申込む場合は、店舗内容ごとに申込みを行うこと。又別の出店業者と共同で申込むことも禁止する。（複数申込を行った場合も、出店場所の抽選はそれぞれで行います。あらかじめご了承ください。）
- ③出店業者は、申込み以外の物品等を新たに、取り扱う場合は、事前に主催者の承認を得ること。（酒類の販売については、オリオンビール名護工場で製造された商品、別表に定められた酒造所の泡盛、または沖縄県名護市で製造されたクラフトビールを取り扱うこと。ノンアルコールビールについてはオリオンビールのクリアフリー、アサヒビールのドライゼロに限る。）
- ④出店業者は、盗難及び危険防止等のために営業に伴う管理を十分に行うこと。
- ⑤主催者で発行する出店許可書は必ず携帯すること。
- ⑥未成年者のアルバイトは午後8時までとする（酒類販売は20歳未満を配置しないようご協力お願い致します）。
- ⑦20歳未満へのアルコール類の販売は禁止する。（法令により罰せられます）**
- ⑧20歳未満へのアルコール類販売禁止についての但し書きを、看板等にて店舗前（来客者に見えるところ）に提示すること。
- ⑨消火器（初期消火が有効であること）を置くこと。
- ⑩出店の商品価格は、通常の適正価格にて販売すること。
※商品の価格表示は全て表示する事。
- ⑪出店業者は、できるだけすべての商品に販売価格を表示すること。
- ⑫前売り券（チケット）等での販売は行わないこと。
- ⑬出店業者は営業従事者に対し、この要項を熟知させ遵守させること。
- ⑭午後7時45分には売り場前面の電球は全て消し、受け渡し箇所だけを残して、速やかに片付けに入り、午後8時00分までに完全に営業を終了すること。
- ⑮出店に関する事（まつり運営に関する事も含む）は名護まつり実行委員会及び出店管理担当者の指示に従う。
- ⑯会場内にて炭の使用は禁ずる。
- ⑰レーザーポインター、パーティースプレーの販売禁止。
- ⑱酒類の販売に関しては身分証確認の上、出店者にてリストバンドの装着又は、リストバンドの有無の確認を確実に行う事とし、リストバンドの装着がなされていない方には酒類の販売をしてはならない。
- ⑲名護まつり営業終了日から1週間以内（※平日9時から17時の間）に売上報告用紙を名護市商工会青年部担当者へ提出を行うこと。

(2) 衛生管理

- ①各自ゴミ箱を設置し、店舗周辺の清掃を責任もって行うこと。
- ②飲食店業者は、常に清潔を保ち、衛生面に留意すること。
- ③出店業者は、保健所から指定されている水タンクと水量を用意すること
- ④油及び残飯類の排水溝への垂れ流しを禁ずる。バケツ、水切り等を準備し、各自で処理すること。
- ⑤排水パイプの管にストッキング又は、ネット等をくくりつけ、残飯等が流出しないようにすること。

(3) 免 責

万一盗難等不測の事態が生じた場合、主催者は一切の責任を負わない。

(4) 営業停止

主催者は、出店業者がこの要項に反する行為等を行った場合、その業者に対して営業停止及び今後の出店停止を命ずることができる。

尚、出店料金は返さないものとし、別途罰則金五万円を請求いたします。

(5) その他

- ①商品券の取り扱いについて主催者は関知しない。
- ②この要項に規定されていない事項については、主催者の指示に従うこと。

附則 1

(施行期日)

この要項は、令和7年10月20日から施行する。

名護まつり実行委員会

【北部酒造所】北部地区酒造所一覧

- ①（名）田嘉里酒造所（大宜味村）
- ②（有）今帰仁酒造（今帰仁村）
- ③（有）山川酒造（本部町）
- ④龍泉酒造（資）（名護市）
- ⑤（資）津嘉山酒造所（名護市）
- ⑥ヘリオス酒造(株)（名護市）
- ⑦（有）金武酒造（金武町）
- ⑧崎山酒造廠(金武町)
- ⑨(資)恩納酒造所(恩納村)
- ⑩(株)伊平屋酒造所(伊平屋村)
- ⑪(資)伊是名酒造所(伊是名村)